

国指定石鎚山系鳥獣保護区
石鎚山系特別保護地区計画書
【指定】

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

石鎚山系特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

石鎚山系鳥獣保護区のうち、愛媛県西条市所在国有林愛媛森林管理署東予森林計画区 1001 から 1003 までの各林班、1027 林班ほ、と、イ及びロの各小班、1028 林班に、ほ及びイからホまでの各小班、1032 林班と小班並びに 1033 林班へ、と及びぬの各小班的区域並びに同県上浮穴郡久万高原町所在国有林同森林管理署中予山岳森林計画区 12 林班へ小班、13 林班ろ並びに 14 林班ろ及びロの各小班的区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで (20 年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

石鎚山系特別保護地区は、愛媛県西条市、上浮穴郡久万高原町、高知県吾川郡仁淀川町及び同郡いの町にまたがって位置しており、愛媛県の

中央部に位置する石鎚山を中心とした自然の変化に富んだ地域である。

当該鳥獣保護区は、天然林が広く分布し、標高約 700mの面河溪谷から 1,982mの石鎚山山頂にかけて、暖帯林であるカシ林から、モミ・ツガ林、温帯林のブナ林、亜寒帯林であるシラベ林、ダケカンバ林まで変化に富んだ林相が見られ、稜線部にはササ原が発達している。

このような自然環境を反映して、当該区域は野生鳥獣の良好な生息地になっており、特に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ等の猛禽類や天然記念物に指定されているヤマネ等の希少な鳥獣を始めとして、鳥類では97種、哺乳類では33種の鳥獣が生息している。

特に、当該特別保護地区の中でも、石鎚山の西側に位置する堂ヶ森北区域は、針葉樹林と広葉樹林が混交した天然林が発達し、高標高地の溪谷では多様な植物相が形成され、クマタカ、カヤクグリ、ルリビタキ等の鳥類にとって重要な生息場所となっている。また、石鎚山系中心の瓶ヶ森山頂から稜線部にかけて位置する瓶ヶ森区域は、クマタカや、日本では四国を南限繁殖地としているビンズイ、ホシガラス等の鳥類にとって重要な区域となっている。さらには、石鎚山南西側に位置する面河溪谷区域については、断崖の溪谷に天然木が林立し、鳥類では、クマタカ、コルリ、カッコウ、オオコノハズク等、哺乳類では、ヤマネ、ニホンモモンガ、ムササビ、ニホンリス等が生息しており、多種多様な鳥獣が確認される貴重な区域と

なっている。

このように、当該区域は、いずれの区域も野生鳥獣の生息環境として重要であり、当該鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 鳥獣保護区管理員により、鳥獣の生息状況等を把握するための調査を行う。当該区域においては、特にクマタカの生息状況や生息環境に留意した調査を行う。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウ等の生息が近年確認されているため、その生息動向を監視する。
- 2) 利用者による鳥類への影響や違法捕獲防止のため、環境省職員や鳥獣保護区管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係地方公共団体や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。その中で、当該区域においては、特にクマタカの生息状況や生息環境に留意した巡視を行う。
- 3) ニホンジカによる植生等自然環境被害等が発生し始めていることから、県が策定する第二種特定鳥獣管理計画と整合をとりながら、他

の鳥獣の生息に配慮し、その対応にあたる。

3 特別保護区の面積内訳

別表 1 のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、愛媛県中部に位置する石鎚国立公園の主峰石鎚山を中心とし、石鎚山西側に位置する堂ヶ森北区域、石鎚山東側の瓶ヶ森山頂から稜線部にかけて位置する瓶ヶ森区域及び石鎚山南西側に位置する面河溪谷区域の三区域に分かれる。

イ 地形、地質等

当該区域は、四国の中西部に位置する四国の骨格を成す山脈地帯であり、地質型は三波川変成岩類及び火山岩類、土壌型は褐色森林土等からなっている。区域の大部分は、急峻な山容を示しているが、瓶ヶ森区域の中央の稜線部には、比較的なだらかな地形も見られる。

ウ 植物相の概要

堂ヶ森北区域は、針広混交天然林が山頂付近まで続いている。

瓶ヶ森区域は、石鎚山系山脈中心の瓶ヶ森山頂から稜線部のササ原

に天然木が混在する亜高山帯の植生が見られる。

また、面河溪谷区域は、面河溪谷沿いの断崖にモミやツガなどの大径木が林立している。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類については、生態系の頂点に位置するクマタカ等の大型猛禽類が生息している他、ゴジュウカラを始め、アオゲラ、オオアカゲラ、カヤクグリ、メボソムシクイ、キビタキ、オオルリ、ヒガラ、ホシガラス等の多くの種が生息している。

哺乳類については、大型哺乳類の生息種類数が少なく、ツキノワグマ及びニホンカモシカの生息は確認されていない。また、ニホンジカについては区域内での生息がモニタリング調査や痕跡により確認されており、農林水産物への食害のほか、ササ原など自然植生への被害が発生し始めている状況である。周辺部においてはイノシシが見られる他は、まれにニホンザルの単独の個体が観察される。

中型哺乳類は、キツネ、タヌキ、アナグマ等が生息している。小型哺乳類としては、ヤマネ等の生息が確認されている。

特に、堂ヶ森北区域では、生態系の頂点に位置するクマタカが生息しており、瓶ヶ森区域も、クマタカ、ビンズイ、ホシガラス等の生息場所となっている。面河溪谷区域については、クマタカの行動圏ともなっており、コルリ、カッコウ、オオコノハズク等多くの種が生息している他、樹上性哺乳類のヤマネ、ニホンモモンガ、ムササビ、ニホンリス等が生

息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域内においては、ニホンジカによるスギ、ヒノキその他の樹種への被害が発生し始めており、今後、被害の拡大が懸念される状況である。また、周辺地域において、イノシシ・ニホンザル等による農作物被害が増加してきている。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規程による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

① 特別保護地区用制札 8本

② 案内板 6基

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和 52 年 10 月 28 日 環境庁告示第 74 号

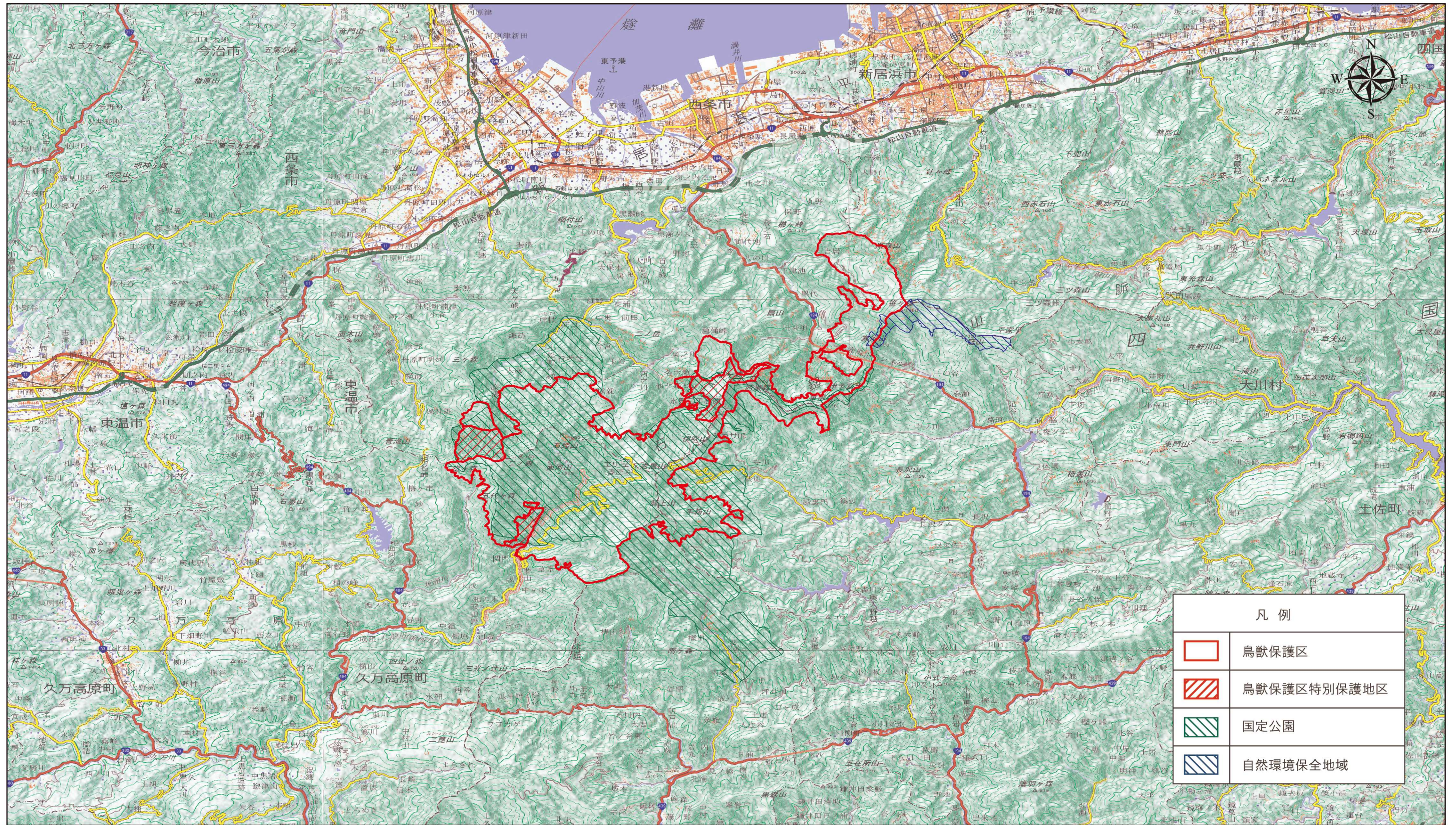
(2) 経緯

昭和 62 年 10 月 27 日 環境庁告示第 52 号 再指定

平成 9 年 10 月 22 日 環境庁告示第 78 号 再指定

平成 19 年 10 月 31 日 環境省告示第 97 号 再指定

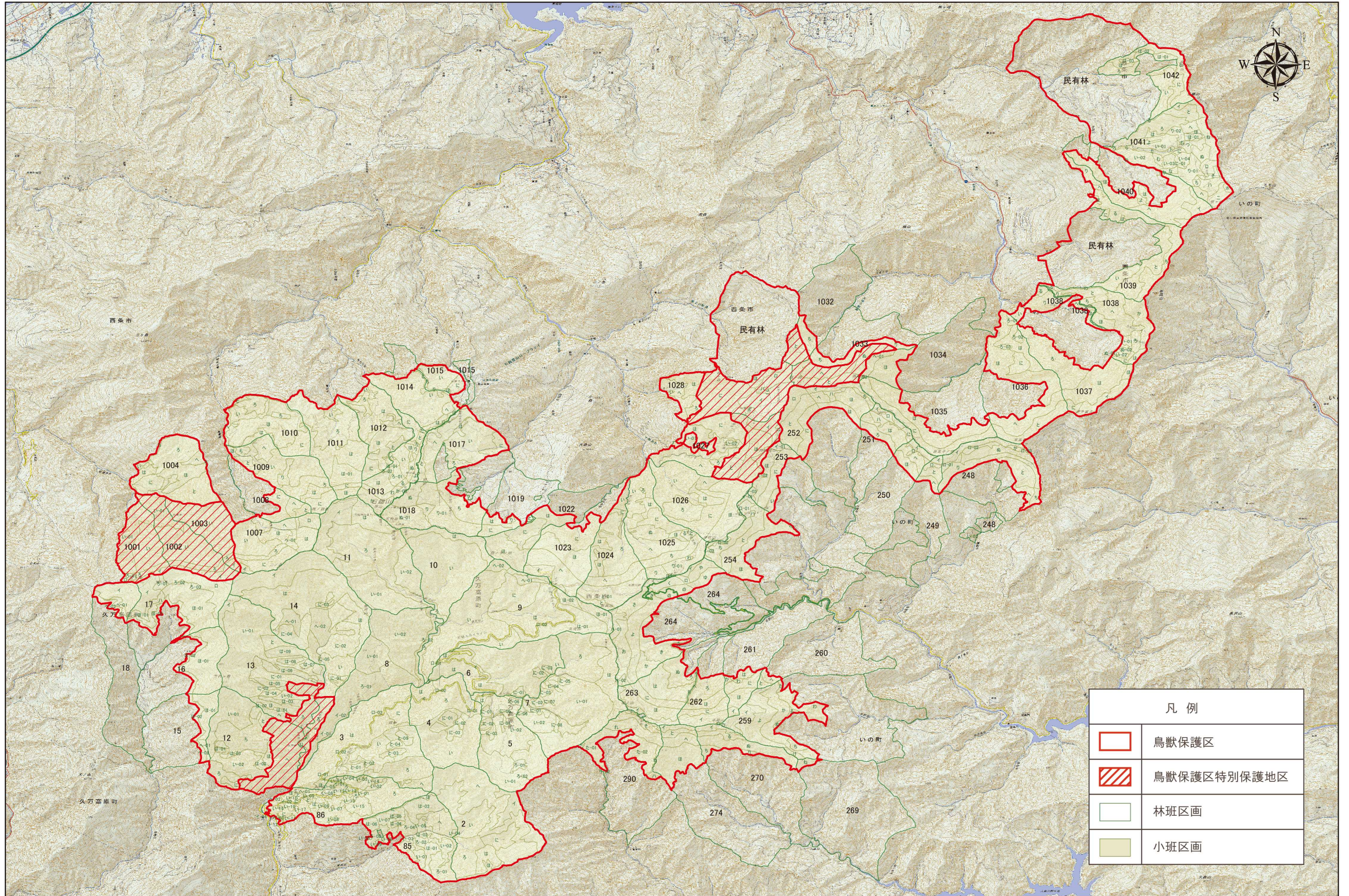
国指定石鎚山系鳥獣保護区及び石鎚山系特別保護地区位置図







0 5 10 15 20 km
1:200,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1099号)

国指定石鎚山系鳥獣保護区区域説明図

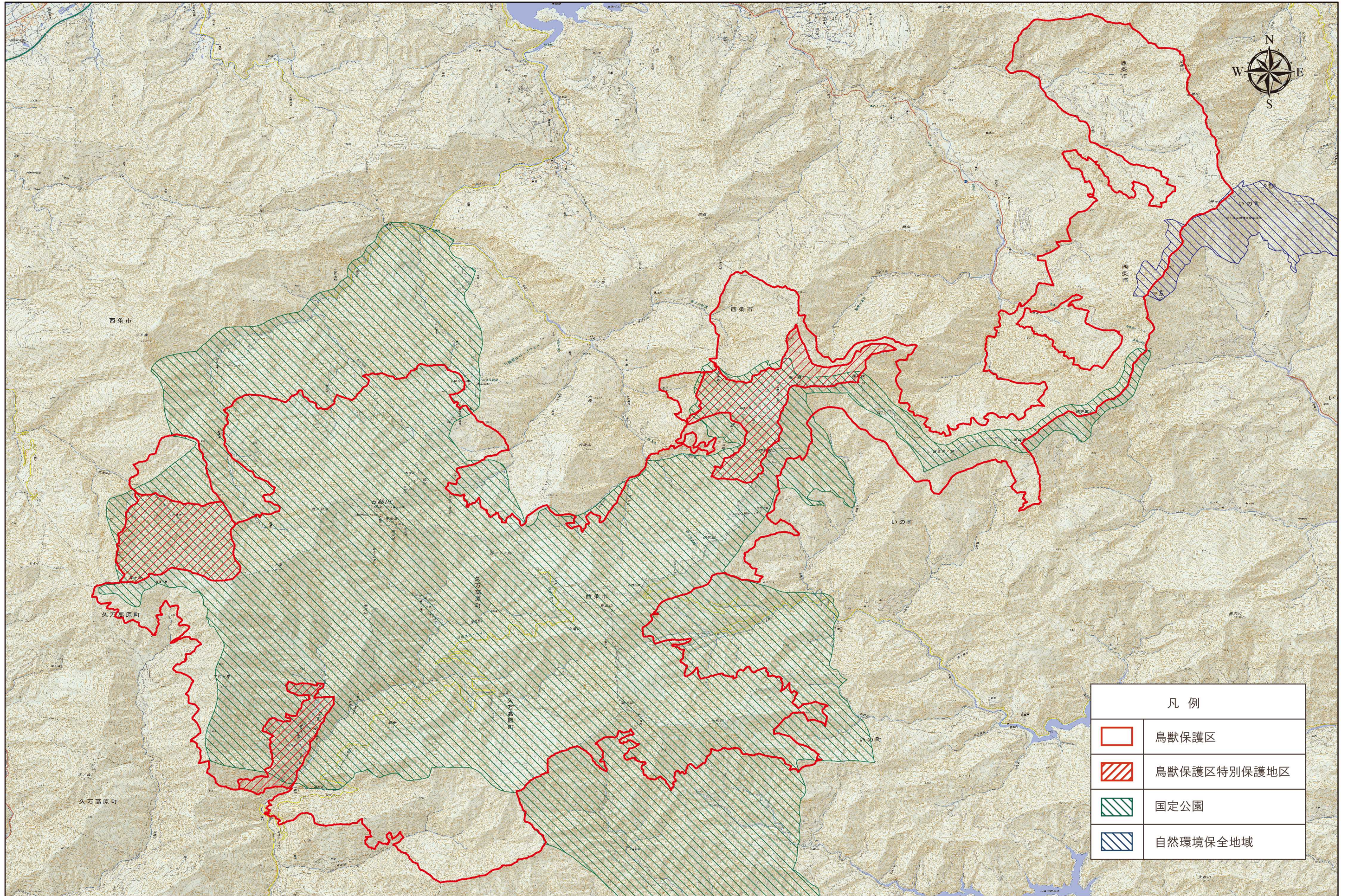


凡例	
	鳥獣保護区
	鳥獣保護区特別保護地区
	林班区画
	小班区画

0 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 m
1:75,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1099号)

国指定石鎚山系保護区及び石鎚山系特別保護地区区域図



凡例	
	鳥獣保護区
	鳥獣保護区特別保護地区
	国定公園
	自然環境保全地域

0 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 m

1:75,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1099号)

別表1 石鎚山系鳥獣保護区石鎚山系特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	10,858 ha	ha	10,858 ha	802 ha	ha	802 ha	ha	ha	ha
林野	10,858 ha	ha	10,858 ha	802 ha	ha	802 ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	10,117 ha	ha	10,117 ha	802 ha	ha	802 ha	ha	ha	ha
国有林	10,117 ha	ha	10,117 ha	802 ha	ha	802 ha	ha	ha	ha
林野庁所管	10,117 ha	ha	10,117 ha	802 ha	ha	802 ha	ha	ha	ha
制限林	10,117 ha	ha	10,117 ha	802 ha	ha	802 ha	ha	ha	ha
保安林	10,073 ha	ha	10,073 ha	802 ha	ha	802 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	44 ha	ha	44 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県所有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村所有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	741 ha	ha	741 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	10,858 ha	ha	10,858 ha	802 ha	ha	802 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	31 ha	ha	31 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	31 ha		31 ha						
普通地域									
自然公園法による地域 (名称:石鎚国定公園)	7,435 ha	ha	7,435 ha	737 ha	ha	737 ha	ha	ha	ha
特別保護地区									
特別地域	7,232 ha		7,232 ha	708 ha		708 ha			
普通地域	203 ha		203 ha	29 ha		29 ha			
文化財保護法による地域 (名称:国指定名勝面河溪)	657 ha	ha	657 ha	151 ha	ha	151 ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定石鎚山系鳥獣保護区特別保護地区

目	科		種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	○	ヤマドリ		留鳥
ハト	ハト	○	キジバト		留鳥
		○	アオバト		留鳥
カッコウ	カッコウ	○	ジュウイチ		夏鳥
		○	ホトギス		夏鳥
		○	セグロカッコウ		旅鳥
		○	ツツドリ		夏鳥
		○	カッコウ		夏鳥
ヨタカ	ヨタカ		ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ		アマツバメ		夏鳥
			ヒメアマツバメ		夏鳥
チドリ	シギ		ヤマシギ		冬鳥
タカ	タカ	○	ハチクマ	NT	夏鳥
			トビ		留鳥
			ツミ		冬鳥
			ハイタカ	NT	冬鳥
			サシバ	VU	夏鳥
		○	ノスリ		冬鳥
			クマタカ	国内希少・EN	留鳥
フクロウ	フクロウ		オオコノハズク		留鳥
			コノハズク		夏鳥
		○	フクロウ		留鳥
ブッポウソウ	カワセミ		アカショウビン		夏鳥
			ヤマセミ		留鳥
	ブッポウソウ		ブッポウソウ	EN	旅鳥
キツツキ	キツツキ	○	コゲラ		留鳥
			オオアカゲラ		留鳥
			アカゲラ		迷鳥
		○	アオゲラ		留鳥
スズメ	サンショウクイ		サンショウクイ	VU	旅鳥
	モズ	○	モズ		留鳥
	カラス	○	カケス		留鳥
			ホシガラス		留鳥
		○	ハシボソガラス		留鳥
		○	ハシブトガラス		留鳥
	クイタダキ		クイタダキ		冬鳥
	シジュウカラ	○	コガラ		留鳥
		○	ヤマガラ		留鳥
		○	ヒガラ		留鳥
		○	シジュウカラ		留鳥
	ツバメ	○	ツバメ		夏鳥
		○	イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ	○	ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	○	ウグイス		留鳥
		○	ヤブサメ		夏鳥
	エナガ	○	エナガ		留鳥
	ムシクイ		メボソムシクイ		夏鳥
			エゾムシクイ		夏鳥
			センダイムシクイ		夏鳥
	メジロ	○	メジロ		留鳥
	レンジャク		キレンジャク		冬鳥
			ヒレンジャク		冬鳥
	ゴジュウカラ	○	ゴジュウカラ		留鳥
	キバシリ		キバシリ		留鳥
	ミソサザイ	○	ミソサザイ		留鳥
	ムクドリ	○	ムクドリ		留鳥
	カワガラス	○	カワガラス		留鳥

ヒタキ		マミジロ		旅鳥
		トラツグミ		留鳥
		クロツグミ		夏鳥
		マミチャジナイ		旅鳥
	○	シロハラ		冬鳥
		アカハラ		冬鳥
	○	ツグミ		冬鳥
		コマドリ		夏鳥
		ノゴマ		旅鳥
		コルリ		夏鳥
		ルリビタキ		夏鳥
	○	ジョウビタキ		冬鳥
		ノビタキ		旅鳥
		イソヒヨドリ		留鳥
		エゾビタキ		旅鳥
		サメビタキ		旅鳥
		コサメビタキ		夏鳥
		キビタキ		夏鳥
		ムギマキ		旅鳥
	○	オオルリ		夏鳥
イワヒバリ	○	カヤクグリ		留鳥
セキレイ	○	キセキレイ		留鳥
	○	セグロセキレイ		留鳥
		ビンズイ		夏鳥
アトリ	○	アトリ		冬鳥
	○	カワラヒワ		留鳥
		マヒワ		冬鳥
		ハギマシコ		冬鳥
		ベニマシコ		冬鳥
		ウソ		冬鳥
		シメ		冬鳥
		イカル		冬鳥
ホオジロ	○	ホオジロ		留鳥
		ホオアカ		夏鳥
		カシラダカ		冬鳥
		ノジコ	NT	旅鳥
	○	アオジ		冬鳥
		クロジ		冬鳥
キジ	キジ	○	コジュケイ	外来種(留鳥)
スズメ	チメドリ	○	ソウシチョウ	外来種(留鳥)
合計	11目	34科	97種	

(注)

- データはモニタリングサイト1000調査、山本(私信)及び関連資料に拠る。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
CR:絶滅危惧 I A類、 EN:絶滅危惧 I B類、 VU:絶滅危惧 II 類、
NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。
- 本表には記載していないが、麓には2種がみられる。

(別表3) 国指定石鎚山系鳥獣保護区特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考	
モグラ目	トガリネズミ科	シコクトガリネズミ	NT		
	モグラ科	ヒメヒミズ アズマモグラ			
コウモリ目	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ			
		ヒメホオヒゲコウモリ クロホオヒゲコウモリ	VU		
	ヒナコウモリ科	ノレンコウモリ			
		モリアブラコウモリ	VU		
		ヒナコウモリ			
		チチブコウモリ	LP		
		ウサギコウモリ			
		ユビナガコウモリ			
		テングコウモリ			
		コテングコウモリ			
オヒキコウモリ科	オヒキコウモリ	VU			
サル目	オナガザル科	○	ニホンザル		
ネコ目	イヌ科	○	タヌキ		
		○	キツネ		
	イタチ科	○	テン		
		○	イタチ		
○		アナグマ			
ウシ目	ジャコウネコ科	○	ハクビシン	外来種	
	イノシシ科	○	イノシシ		
シカ目	シカ科	○	ニホンジカ		
	ネズミ目	リス科	○	ニホンリス	
○			ホンドモモンガ		
○			ムササビ		
ネズミ科		○	スミスネズミ		
		○	アカネズミ		
○	ヒメネズミ				
○	ハツカネズミ				
ウサギ目	ヤマネ科	○	ヤマネ	国天	
ウサギ目	ウサギ科	○	ノウサギ		
合計	7目	15科	33種		

(注)

- データは関連資料に拠る。
- 哺乳類の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局野生生物課、2002年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。
- 本表には記載していないが、麓には6種がみられる。